

令和4年度からの主な変更点

■施設内療養の補助額

基準単価の範囲**外**となる（基準単価とは別に交付される）

令和5年4月1日～

■施設内療養の補助要件

医療機関の確保や感染症訓練の実施等の要件を追加し、かつ、それらの要件を満たしていることを事前に都へ回答※している施設のみが補助の対象となる

令和5年5月8日～

※「高齢者施設等での感染対策を含む施設内療養の体制について（調査）」（令和5年4月実施）

※令和5年4月1日以降に新たに指定等された高齢者施設等で、上記調査に未回答の場合は、交付申請時に回答してください。

■補助対象や対象経費における表現

「濃厚接触者」から「感染者と接触があった者（感染者と同居に限る。）」に変更

令和5年5月8日～

■施設内療養の補助額

通常の補助及び追加補助の補助単価：それぞれ1人当たり10,000円/日⇒**5,000円/日**に変更

令和5年10月1日～

■施設内療養の追加補助の要件

大規模施設：5人以上⇒**10人**以上、小規模施設：2人以上⇒**4人**以上に変更

令和5年10月1日～

■業務手当に係る補助額

新型コロナに感染した利用者等への対応に係る業務手当※1についての補助上限を1人あたり1日**4,000円**（1月あたりの限度額は2万円）とする

令和5年10月1日支給分※2～

※1 上限設定の対象は、いわゆる危険手当であり、時間外勤務手当は含まれない

※2 10月に支給された手当であっても、9月以前の労務に対して支払われていることが明確に判断できる場合には、上限設定の対象から除き、実費分が補助される